第十七回	二十八億二十二万円	二十七億九千八百九十九万三千八十一円	〃	〃	〃
第十八回	二十億六千八百三十六万円	二十億六千七百五十三万六千二百円	〃	〃	〃
第十九回	二十六億八千百七十四万円	二十六億八千五十六万四千九百七十五円	〃	〃	〃
第二十回	十二億三千四百六十四万円	十二億三千四百十四万八千二百八十二円	〃	〃	〃
第二十一回	九億四千六百九十四万円	九億四千六百五十二万五千百三十八円	〃	〃	〃
第二十二回	四億二百九十八万円	四億二百八十一万九千五百四十二円	〃	〃	〃
第二十三回	九億九千六百五十三万円	九億九千六百九万三千四百七円	〃	〃	〃
第二十四回	一億八千九十九万円	一億八千九十一万七千九百六十二円	〃	〃	〃
第二十五回	三億四千五百二十二万円	三億四千五百六万八千七百六十八円	〃	〃	〃
第二十六回	一億九千八百九十七万円	一億九千八百八十九万七百八十二円	〃	〃	〃
第二十七回	五億三千五百四十一万円	五億三千五百十七万五千四百五十円	〃	〃	〃
第二十八回	二億八千八百四十六万円	二億八千八百三十四万五千百六十円	〃	〃	〃
第二十九回	四億二千二百三十万円	四億二千二百十一万五千十六円	〃	〃	〃
第三十回	二億五千四十八万円	二億五千三十八万二百七十四円	〃	〃	〃
第三十一回	三億四千九百十七万円	三億四千九百一万七千四十七円	〃	〃	〃
第三十二回	一億二千八百十三万円	一億二千八百七万八千九百九十円	〃	〃	〃
第三十三回	三億五百三万円	三億百八十九万六千三百九十五円	〃	〃	〃
第三十四回	一億五百四十万円	一億五百三十五万八千四十円	〃	〃	〃
第三十五回	十四億六千八百四十八万円	十四億六千二百五十九万六千二百二十四円	〃	〃	〃
第三十六回	九億五千八百九十七万円	九億五千五百四十一万六千八百十八円	〃	〃	〃
第三十七回	二十七億千五百四十七万円	二十七億四百六十一万二千九百二十七円	〃	〃	〃

第三十八回	七億九千五百四十一万円	七億九千二百四十六万二千八百八十九円	〃	〃	〃
第三十九回	三十三億九千九百三十五万円	三十三億八千五百七十八万十四円	〃	〃	〃
第四十回	九億七千九百七十九万円	九億七千六百十五万九千七百円	〃	〃	〃
第四十一回	十九億六千九百十三万円	十九億六千百二十六万四千二百九十六円	〃	〃	〃
第四十二回	十六億三千七百七十八万円	十六億三千百七十一万千六百円	〃	〃	〃
第四十三回	百二十二億四千三百五十万円	百二十一億九千四百九十一万百十七円	〃	〃	〃
第四十四回	三千八百六十万円	三千八百四十七万七千四百八十四円	〃	〃	〃
第四十五回	七千九百四十六万円	七千九百三十一万三千九百九十四円	〃	〃	〃
第四十六回	二百万円	百九十九万五千七百十三円	〃	〃	〃
第四十七回	三百万円	二百九十九万六千五十五円	〃	〃	〃
第四十八回	三百七十万円	三百六十九万五千六百四十六円	〃	〃	〃
第五十一回	二億九百一万円	二億八百九十九万七千四百七十五円	〃	〃	〃
第八百一回	一億五千九百六十二万円	一億五千九百五十五万六千四百二十八円	〃	〃	〃
第八百二回	八千七百三十三万円	八千七百二十九万五千二百二十四円	〃	〃	〃
第八百三回	千二十三万円	千二十二万五千九百三十円	〃	〃	〃
第八百四回	千四百十七万円	千四百十六万四千三百六十四円	合計	千五十一億六千百六十六万円	千五十億千百六十九万九千二十九円

○厚生労働省告示第三百三十六号

労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第五十四条の規定に基づき、昭和三十五年労働省告示第十号（労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年九月一日から適用する。ただし、この告示の適用の際、現に存するこの告示による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

平成二十六年八月二十九日

厚生労働大臣　田村　憲久